

社会資本整備審議会河川分科会（第53回）

2016年6月2日

【事務局】 それでは、ただいまより第53回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。事務局を務めさせていただきます水管理・国土保全局総務課長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、社会資本整備審議会委員につきましては、平成27年12月28日付で改選が行われました。これに伴いまして、〇〇委員がご退任され、新たに〇〇委員がご就任されましたのでご報告をいたします。本日は新たにご就任されました〇〇委員にご出席いただいております。〇〇委員でございます。

【〇〇委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをまずご報告申し上げます。

次に、前回の河川分科会開催以降、人事異動がありました事務局幹部をご紹介します。時間の都合上、一部の紹介とさせていただきます。

〇〇でございます。

【事務局】 よろしく申し上げます。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしく申し上げます。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしく申し上げます。

【事務局】 ここで、会議の開催に当たりまして、水管理・国土保全局長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

【水管理・国土保全局長】 おはようございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席をいただき、感謝を申し上げます。また、平素より河川行政に対しましてご理解、ご支援を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

本日の分科会では、大淀川水系の河川整備基本方針の検討、それから一級河川の指定、津波浸水想定、3つの事項についてご審議をいただきまして、その後、4点のご報告をさ

せていただきたいと思っています。

ご報告の第1点目は、先日発生いたしました熊本地震の状況についてご報告をさせていただくとともに、平成27年の自然災害の状況についてもご報告をさせていただきます。

2点目、3点目につきましては、河川分科会の下にそれぞれ小委員会を設置いたしまして、分科会長をはじめ本日お集まりの先生方にもご議論をいただきました大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方、それから水災害分野における気候変動適応策のあり方について、答申とそれを踏まえた取り組みの現状についてご報告させていただきます。最後に、河川敷地占用許可準則を一部改正いたしまして、民間企業が河川空間を占用して営業活動を行う場合の許可期間を3年から10年に延ばす措置についてご報告をさせていただきます。

昨年9月の関東・東北豪雨等を受け、皆様のご指導を賜りながら、河川行政は大きく展開しているところでございます。本日は限られた時間ではございますが、ぜひ、委員の皆様方におかれましては活発なご議論をいただきまして、貴重な意見を賜りたくお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 それでは、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。非常に分厚い資料の束になっておりますが、頭の1枚目に本日の議事次第をつけております。その下に配席図、それから資料の目次というものがございます。各審議項目ごとに、資料1-1から、各資料の右肩に資料ナンバーを振らせていただいております。大部の資料にわたっておりますので、不備等がございましたら、審議の途中でも結構でございますので、挙手をいただいて事務局にお申し付け下さい。

傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。審議の進行に支障を与える行為があった場合には退室いただく場合がございます。議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、以後の進行を分科会長、よろしくをお願いいたします。

【分科会長】 ○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様にはご多用のところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

早速ですが議事に入らせていただきます。先ほどもありましたように、最初の審議事項は大淀川水系に係る河川整備基本方針の変更についてでございます。

これは、平成28年1月20日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に意見を求められ、同年1月28日付で会長から河川分科会会長に付託されたものでございます。

これを受けまして、河川分科会として効率的で密度の濃い議論を行う必要があると判断しましたので、河川分科会運営規則第1条に基づいて、本分科会に設置されております河川整備基本方針検討小委員会で審議を行ってまいりました。

小委員会での審議の経過及び結果につきましては、この委員会の委員長を兼ねております私のほうから報告させていただきたいと思っております。

それでは、まず資料1-1をご覧ください。

対象としております大淀川は、宮崎県、鹿児島県、熊本県の3県にまたがる流域でございます。全国109水系の河川整備基本方針は策定されておりますが、大淀川につきましては平成15年2月にこの基本方針が策定されていたところですが、平成17年9月に台風14号を受けて大きな洪水に見舞われました。それで、河川整備基本方針の変更を行うものでございます。

資料の1-2の1項をご覧ください。小委員会は2回開催いたしまして、3月29日と5月19日でございます。

これの6項目、一番裏のページになりますが、この小委員会の委員の方々の名簿でございます。ご覧いただいて分かるように、河川工学や河川環境の専門家のほか、地元の有識者、〇〇先生に入っております。それから宮崎県知事、鹿児島県知事に加わっていただき、地元の実情を踏まえた活発な意見交換が行われ、非常に丁寧な審議となりました。

戻っていただきまして資料1-1の2ページをご覧ください。

平成17年9月の洪水の概要でございますが、台風14号に伴って大雨が降ったわけでございます。24時間雨量が465ミリ、48時間雨量で706ミリと、過去60年間で第1位の雨量となりました。基準点の柏田で、河川水位は11時間にわたって計画高水位を超えるという、観測史上最大の洪水となりました。

これによって、下流部を中心として大淀川水系の広範囲にわたって約4,700戸の浸水被害が発生しました。それとともに、この水害では浄水場、医療機関が浸水いたしまして、浄水場では周辺5万世帯で45日間断水し、病院が1.5メートル浸水して、完全な復旧までに1カ月半を要するというふうに、地域の社会経済に大きな影響を及ぼしております。

今回の洪水のピーク流量は、基準点柏田で、実績流量で9,500 m^3/s 、ダムによる洪水調節や氾濫が生じなかった、いわゆる戻し流量といいますが、これでピークが1万500 m^3/s となりまして、基本高水が9,700 m^3/s ですから、非常に大きく上回ったわけ

でございます。

この資料の3ページをご覧ください。この災害を受けて基本方針の変更をしたわけで、その概要についてでございます。

先ほども申しましたように、平成15年2月に策定されたばかりではございましたが、このときの基本高水は9,700 m³/s でございましたが、そのうち洪水調節によって1,000 m³/s 調節して、計画高水流量を8,700 m³/s としているわけです。基準点で水が流れる容量です。

今回の変更では、まず基本高水を9,700 m³/s から1万1,700 m³/s に変更し、かつ洪水調節施設による調節量を1,000 m³/s から2,000 m³/s に変更。それから、柏田での計画高水流量を8,700 m³/s から9,700 m³/s にそれぞれ増やすということにしております。

この計画高水流量図をここに示しておりますが、右側の上の段でございますが、基準点の柏田は9,700 m³/s へ増加しておりますが、上流部については既定の計画を変更しておりません。この理由は、小委員会でも議論をさせていただきました。まず、この計画高水流量は基本高水のピーク流量を洪水調節施設と河道に配分する。各主要地点の河道、ダム等の計画の基本となる流量であるわけです。

その主要地点の河道の施設計画の基本となる流量でございますが、これは基本高水に合わせて計算をしていきますと、この洪水の波形そのものは17年の洪水ではなくて、平成16年8月型の洪水をこのピーク流量の決定のために使っておりますが、その洪水のパターンについて、洪水調節施設を既定の1,000 m³/s から2,000 m³/s に増やした場合、大淀川の下流部では計画高水流量以上となるわけですが、支流では状況が異なります。図を見ていただきますと、柏田の隣のところに本庄川というのがございます。ここを流れるのは2,300 m³/s として変更しておりませんが、ここでは基本高水を増やして、かつダムによる調節を1,000 m³/s 増やしたわけですが、それでもその流量が既定の河道で十分流れるということを確認しております。

それから、この平成17年9月の洪水で、大淀川下流は大変な洪水となったわけですが、大淀川上流は計画高水位に対してまだ余裕があることを確認しております。この川は、上流と下流の間に狭窄部がございまして、2つの性質の異なる川の流れ方となっています。これまでご説明しましたように下流で非常に大きな洪水となっておりますが、上流はその雨でそれほど大きな洪水にはならなかったということを確認しているわけでございます。

そのため、大淀川の代表的な洪水で確認した結果から、洪水調節施設を適切に配置して、下流部の基準点、柏田の計画高水流量を見直すということにして、上流部については現行河道を生かして管理するというようにしております。

このように方針変更の契機となった、既往最大の平成17年9月の洪水や、基本高水決定の洪水などを、大淀川の代表的な洪水の発生状況を踏まえて、超過洪水が発生した場合でも、宮崎市部を流れる下流部に負荷がかからず、上流から下流までバランスよく流す河道ということで、3ページの上の右側にございます計画高水流量の変更を行ったわけでございます。

続きまして同じ資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。

この基本方針の変更は、17年9月の洪水を踏まえて行っているわけですが、先ほど局長からもお話がありましたように、昨年9月に発生した関東・東北豪雨を受けて、この社会資本整備審議会では、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」という答申を出しております。この答申を出して最初の基本方針の変更でございますので、この減災対策について、本文に積極的に追記しております。その部分を抜き出したのが4ページでございます。

まず最初に、「地球温暖化に伴う気候変動の影響により、極めて大規模な洪水が発生する懸念が高まっていることなどを踏まえて、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するという考えに立ち、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、できるだけ被害を軽減し、社会全体で洪水に備えることが必要である。そのために、河川管理者等が土地利用の変化や整備水準の変化などを踏まえつつ、想定最大規模までの様々な洪水規模の水害リスクを適切に評価して、河川管理者、地方公共団体、NPO、地域住民、企業などの各主体が水害リスクに関する十分な知識、心構えを共有した上で、関係各機関と連携し、ハード対策とソフト対策が一体となった減災対策を進めていく。」ということをご記載しております。

さらにその次のパラグラフでございますが、ソフト対策につきましては、市町村長による避難勧告などの適切な発令、住民等の自主的な避難、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施等を促進するため、水位等の情報提供のさらなる高度化、想定最大規模の洪水等を対象としたハザードマップの作成及び更新、これはせんだって公表された川が幾つかございます、こういうものと、それから住民参加による防災訓練の実施、水防活動、応急活動等にかかわる計画、体制の充実を促進するとともに、水害リスクを考慮した土地利用や

住まい方の工夫の促進についても、関係各機関や地域住民と連携して推進していくということに記載しております。

それから、先ほどの答申では「危機管理型ハード」ということを導入したわけですが、それについても触れておりました、一番最後のパラグラフをご覧ください。ハード対策については、計画規模の洪水を河川内で安全に流下させるための整備を着実に進めるとともに、堤防からの越水等が発生した場合においても、決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防構造を工夫する対策や、氾濫水を速やかに排水するための対策など、人的被害や社会経済被害を軽減するための危機管理型ハード対策をソフト対策と一体的かつ計画的に実施するという旨に記載した次第でございます。これが方針の変更部分の1つの特徴の部分でございます。

それでは、資料1-2を開けていただけますでしょうか。

ここでは、この小委員会での審議の中でいろいろ審議した事項を、6つのカテゴリーに分けて記載しております。

1ページにございますのは、平成17年9月洪水についての特徴をいろいろ議論しておりますが、幾つかこの中から特にご説明しようと思えます。質問の2つ目でございますが、平成17年9月洪水の大谷川、これは宮崎市に、本川に対して右から入ってくる支川でございます、このところに、先ほど申しました病院もあるわけでございますが、この大谷川の氾濫状況について教えてほしいということがございました。

これは非常に特徴的でございます、回答にございますように、大淀川支川の大谷川では、堤防高が部分的に低い箇所から洪水が越水しました。多くの家屋に浸水被害が発生しましたが、川裏法尻、堤防の根っこのほうですが、そこにはブロック積みが行われている区間があって、またそこに道路が整備されている区間もございまして、実は長時間にわたって越水したのですが破堤には至りませんでした。ただし、越水した水が長時間つかって大きな被害をもたらしたという特徴がございます。

次に2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

ここは計画高水流量についての記述のところでございます、先ほど私のほうから詳しくご説明させていただきましたが、なぜ上流部だとか支川を変えないのかという議論でございました。先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

それから、2ページの下、3点目は、長期的な視点での方針の記述についてでございます。これも先ほど資料1-1で説明しましたように、大規模氾濫に対する減災のための治

水対策のあり方という答申を踏まえた減災対策について、本文に反映したということでございます。

4番目が環境の保全についてですが、この大淀川河口近くには、アカメという我が国の固有種で、絶滅危惧種1B類に指定されている、スズキの仲間の、大きくなると1メートルを超えるような魚がおります。この保全ということが委員会の中でも議論になりました。先ほど言いましたように、下流部の計画高水流量を増やすということは、河道を掘削する可能性があるわけでございますので、この生息域に対する影響ということが議論になったわけでございます。

幾つか意見が出ておまして、アカメへの配慮というのは、掘削による周辺環境の影響とか、下に、河口部のところに汽水域の沼がございまして、そこが河口、河川とつながっているのです。その沼に特殊な藻がありまして、コアマモというのですが、そこにアカメの稚魚が成息しているという環境がございまして、そこでこの部分をもう少しその記載を丁寧にしてほしいということがございました。一方、モツゴというのは、これはいわゆるクチボソですが、これは記載しなくてもいいんじゃないか、むしろハゼ類について記載すべきではないかというご意見もございました。

そこで、それに対するお答えとしては、アカメの幼魚の餌場や避難場となるコアマモの群落は、八重川、これは支川になりますが、その下に津屋原沼というのがありますが、ここで確認されておまして、津波・高潮対策の事業においても保全対策を検討して、移植等を実施してきたところですので。また、アカメの成魚の成息環境に配慮して、掘削を実施する際には河川の河床の深みを保全するとか、3キロ付近に盛り上がった岩盤があるのですが、その切り下げについては、周辺の地質分布によると、その岩盤の切り下げに伴う河床材料の変更はないと考えられますが、掘削自体は段階的に実施して、影響を確認しながら進める。それから塩水遡上についても、事業に当たっては影響を検討した上で実施するというようなこと。それから、モツゴ及びハゼについては基本方針の記載を見直すということで修正をしております。

3つ目が生物多様性、あるいは重要種等の記載についてです。学術が進歩していきますと、いろいろな知見が加わっていくわけですので。そういうのを流動的にきちんと踏まえた書き方にすべきではないかという意見が出されまして、それに対して事務局から、重要種等の貴重な動植物にも着目し、これら動植物の生息・成育環境の保全・創出に努める旨、記述しております。学術的な新たな知見を取り入れることについては、そういうご指摘を

踏まえて、新たな学術的な知見も取り入れた上で、良好な自然環境の保全・創出に努めるという旨を記載しております。

それから、特定外来生物についても議論がございました。ブルーギル及び両生類、ウシガエルというのがございますが、そういう特定外来生物についても記載し、先ほど来出ておりますアカメについての表現も修正するというふうに回答して、修正しております。

5番目が河道における土砂の移動、6番目が分かりやすい説明資料の作成ということで、貯留関数法を使っておりますが、その辺の説明の仕方等を方針の資料の中できちんと説明しております。

以上のように、6つの項目について議論がなされまして、その結果を取りまとめて、大淀川水系河川整備基本方針の変更案が作成されておまして、その変更案が資料1-3でございます。

それから、資料1-4を開いていただけますでしょうか。これが今回の変更点でございます。詳しい説明は割愛させていただきます。

以上が、この審議の内容の報告と、結果の報告でございます。

ここでご意見、ご質問などをお願いしたいと思いますが、まず初めに各委員のほうからご意見等をいただきまして、その後、本日は宮崎県、鹿児島県の代表の方においでいただいておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず委員のほうからご意見をいただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】簡単な質問と、それから意見なのですが、質問は、洪水調節施設ということで1,000立米あるのですが、具体的にはこれは何が考えられているのか、もしあれば。特に、我々、総合治水をやっていると、「雨水調整」というのと「雨水調節」というのを厳密に区別する伝統があって、雨の水が川に入ってくる前は「調整」と言うのであって、流水、あふれたものは「調節」と言うのだと。大淀川の場合はどうなっているのか教えてください。

それから、私はもともと河川その他の魚類の生態学が専門なのですが、ここでいろいろな議論があって、最終的にどのようにまとめられたかは分からないのですが、特に河川の魚類の場合には、生息成育環境ではなくて繁殖環境が決定的に重要で、水質にしる何にしる、大きな魚ってかなり汚れていても、かなりひどい環境でも生きていけるのですが、繁

殖できないとどうにもならないんです。アカメを含めて、繁殖についてしっかり記載されているかどうか、まだ詳細を見ていなくて気になるのですが、資料1-2の4ページのところに、対応として、「それら動植物の生息成育環境の保全・創出」とあるのですが、これは毎度しつこくて恐縮なのですが、「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」に転換したときに、「生息成育」だけではなくて「繁殖」を入れようということで、「生息成育繁殖環境」という書き方に、河川分科会ではするということになっておりますので、ぜひ。もしかすると古い整備計画の場合はそれが変更されていないかと思いますが、ぜひチェックして、言葉だけでも変えておいていただいたら、後で役に立つと思います。

【分科会長】まず事務局のほうから。

【事務局】洪水調節施設につきましては、これはこの基本方針の後に、整備計画の中で具体的に検討していくことになるかと思いますが、現状で想定しておりますのは、先ほどの資料1-1でいいますと3ページに流量配分図がございますが、支川の本庄川の上流に幾つか既にダムがございます。あと本川筋にもダムがございます、そういったものの改造。それから中流部に遊水池、そういったもので調節が可能であることを確認してございます。具体的には整備計画の中で定めていくということになるかと思いますが。

【〇〇委員】ということは、両方入っているということですね。調整と調節と。分かりました。

【分科会長】もう1点。

【事務局】はい。繁殖の用語につきましては、例えばですが、1-4の新旧対照表で申しますと7ページでございますが、中ほどに河川環境の整備と保全という項目がございます、その中で4行目、2パラ目ですが、「多様な動植物が生息・成育・繁殖する環境」等々、繁殖環境についても保全する旨を記述させていただいております。

【分科会長】よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【〇〇委員】大体どういうことをやろうとしているかというのは分かったのですが、毎回私は思うのですが、こういうことをやる時にお金がかかりますよね。

基本的な考え方で、環境保全をしながらこういう対策を練る。これはもう、全く悪いとは思いませんが、最終的には資金の話ということがあったときに、どちらを優先するのですか。どうしても対策を練らなければいけないといったときに、環境保全が、さっきからアカメとかいろいろな話が出てきていますが、これをどうあってもやるのですか。それとも、資金がなかった場合には残念だけれど、環境に関しては少し残念なことがあるけれど、

やっぱり対策を優先するとか、そういうところはようになってくるのかを伺いたい。

【事務局】 予算の観点につきましては、これも先ほども申し上げました、河川整備計画をこの基本方針に基づきまして、例えば整備期間を今後30年程度ということで想定いたしまして、その中で整備メニューを、先ほどの洪水調節施設みたいなものも含めて、基本方針のもとで定めることとなります。

その中で、例えば環境配慮に係るような予算も含めた形で事業費を積み上げまして、いわゆる費用対効果みたいな観点も含めて判断をしていただいて、整備計画を定めて事業をするという形になるかと思えます。

【〇〇委員】 まだ計画を立てないと分からないということですか。

【事務局】 はい。そういうこととなります。

【分科会長】 基本方針がそういう性格のものであるというふうにご理解いただければと思います。

【〇〇委員】 一番聞きたかったのは、最終的にどっちにするか、多分こういう計画を立てていると、選択しなければいけない場合がありますよね。そのときに、基本的選択方針というのは何なのかをもう1つ伺いたかった。やはり住民の安全を守るところに最大の重点を置くのか。環境保全をやるともっと値段が上がるとかになったときに、どういうふうを考えるのかなという基本的な考え方はどうなのかを伺いたいと思って。

【事務局】 一言だけよろしいでしょうか。その点で申しますと、河川整備計画を策定する中で、いろいろな、幾つかの代替案を出しまして、その中で比較をして、事業費も含めて、あるいは環境への影響とか社会的な影響とか、そういったことも含めて総合判断をした上で、代替案のうちどれをとるかということを整備計画の中で検討していくという形になります。

【分科会長】 基本の方針としては、河川法が改正されまして、治水、利水と環境という3つのミッションを河川整備は持っておりますので、その3つの基本の方針がここに書かれているということで、それを具体的な整備に反映する中で、それをどう具現化するかということ、その次の段階で考えるという、そういう枠組みとご理解いただければいいのではないかなと思います。

【〇〇委員】 なかなか相入れない場合もありますよね。

【分科会長】 それを相入れるように、法律が改正されて努力するということになっているというふうに私は理解しています。

【〇〇委員】補足をしてよろしいですか。今、この基本方針検討で出ているコアマモをどうするかとかアカメをどうするかとか、そういう配慮というのは、河川の整備の仕方を少し変えればよい、ぐらいのもので、河川整備を進める予算が100としたら、それに拮抗するほどの予算がかかるようなものでは多分ありませんし、特にコアマモなんていう場合は海が絡んでくるから、河川部局だけが担当して処理するという問題では全然ないので、基本的には安心して大丈夫だろうと思います。専門家として申し上げます。

【事務局】今後、整備計画をつくるということで、現時点では分からないということではあるのですが、ただ、この基本方針の段階でも、事業として、環境の配慮も含めて、既に現地では実施している部分もございまして、ある程度実施見込みを念頭に現場では置きながら、この基本方針はまとめさせていただいているというふうにご理解いただければと思います。

【分科会長】先ほど私も申しましたが、このアカメのところで書いてありますが、津波・高潮対策事業が行われておりまして、そのとき、現場も見せていただいたのですが、このコアマモの群落の移植とか、そういうことを丁寧にやっておられるようで、そういう事業と連携をとりながら進めていくということになるのではないかと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】1つだけ。基本高水を出されたときの降雨のパターンという言葉のところで、確認だけさせていただきます。

ここの降雨のパターンというのは、上下流の雨の降り方の空間的なパターンというのも入っているという理解でよろしいですね。それで、高水対象になった16年8月の上下流のパターンと、それから今回流量が超えた17年4月のパターンも、大体上下流では同じようなイメージで、この宮崎で同じようなイメージだという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】はい。そういうことでございます。

【分科会長】ここは海岸から山が並行していて、さらにその上に盆地があるというところで、その山に台風の湿った空気が当たって、地形性の降雨がある。そのパターンが平成17年、16年、あるいは過去の大きな洪水が出たときもかなり類似していたので、そのパターンを使ったということです。

【〇〇委員】はい。ありがとうございます。

【分科会長】他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、宮崎県、鹿児島県の代表の方をお願いしたいと思います。

す。ご発言がございましたら、どうぞお願いいたします。

【〇〇委員代理】宮崎県でございます。大淀川水系河川整備基本方針につきましては、小委員会をはじめ本日の分科会と、委員の皆様方に熱心なご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

先ほど委員長のほうから紹介があったのですが、平成17年の台風14号では、大淀川流域全体で約4,700戸の床上床下浸水がございましたが、県全体で見ますと約9,200戸の家屋倒壊や浸水被害がございまして、本県では過去最大の洪水被害でございました。

国土交通省の皆様方におかれましては、大淀川をはじめ五ヶ瀬川におきましても、激特事業などにより早期の復旧に取り組んでいただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

大淀川流域の人口は、資料にもありますとおり約60万人で、本県の人口が約110万人ですから、半数以上が大淀川流域に居住しているような状況にございます。こういう状況の中で、本県の産業経済活動の中心的なエリアとなっております。

大淀川は、県都であります宮崎市の中心部を流れておりまして、多くの県民に慕われている自然豊かな河川でございます。

本日、河川整備基本方針についてご審議をいただいているところでございますが、河川整備計画におきましても、治水はもとより、今いろいろご意見が出ました環境とか、これに加えまして景観についても十分配慮した計画になるようお願いしたいと考えております。

また、本県としましては、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みに対しましても、国や市町村と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本県が現在実施しております治水事業や津波対策事業へのご指導、ご支援をお願いしまして、本県からの意見とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【分科会長】ありがとうございました。それでは鹿児島県の方、お願いいたします。

【〇〇委員代理】鹿児島県でございます。代理で参りました〇〇と申します。

これまでご審議いただいております基本方針の変更案でございますが、本県としましては特段の意見等はございません。治水・利水・環境の観点から十分な検討がなされ、計画をまとめていただいておりますので、これをお願いしたいと考えております。

本県におきましては、大淀川の最上流域が本県域を流下しておりまして、本川並びに7つの支川を鹿児島県が管理しております。これまでの貴重なご意見、ご議論の趣旨を踏ま

えまして、国や宮崎県と上下流で連携して、大淀川流域全体の治水安全度の向上対策に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【分科会長】ありがとうございます。

他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいまの審議を踏まえて、皆様にお諮りしたいと思います。ただいまご審議いただきました大淀川水系に係る河川整備基本方針の変更につきましては、当分科会として適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

次の審議事項は、河川法第4条第1項の一级河川の指定等についてでございます。

本件は本年の4月27日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、5月13日付で同会長から河川分科会会長に付託されたものであります。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】水政課長の〇〇でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議題の2の一级河川の指定でございますが、お手元に資料2-1と資料2-2がございます。資料2-2のほうは参考資料でございますので、きょうは資料2-1を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページをご覧ください。河川の管理区分についてということで、河川法上、誰がどのような河川を管理しているかということでございますが、赤く囲ってあります、本日のお題でございますが、この一级河川の指定、新しく指定するもの、あるいは変更ということでございます。

冒頭、分科会長からお話もございましたが、そこに書いてございますとおり、国土保全上、または国民経済上特に重要な水系、109水系ございますが、そのうち国土交通大臣が管理すべき区間として指定するものを一级河川ということで、右側に青字で書いてございますが、109水系、具体には1万4,000余の河川、延長88,000余キロメートルとなっております。

次に2ページをお開きください。この一级河川の指定なり変更につきましては、河川法第4条におきまして、具体的には第3項と第6項でございますが、あらかじめ関係行政機関の長に協議。それから本審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならないということになってございますので、本日ご審議をお願いしているということでございます。

いずれにしても、河川の整備や管理の必要に応じまして、毎年追加なり変更をお願いしてきているものでございます。

次に3ページをご覧いただきたいと思えます。これは、どのようなものを具体的に一級河川として指定してきているかということ、考え方をまとめさせていただいたものでございます。

国が管理すべき重要な109水系、そのうち一級水系に係る河川のうち、河川の形状や流域の地形、それから土地利用の状況などを踏まえまして、国が一体的に管理する必要がある区間を一級河川として指定しているということでございます。

具体的には、例えば、次の1から4のようなものを指定してきているということでございます。1つ目が、河川の氾濫により市街地等に被害が発生するおそれがあり、ハード整備の必要がある区間でございます。2つ目、例えばこれは発電用ダムのあるような区間だと思いますが、河川の流水、水質等に影響を与えるおそれがある貯留・取水等が行われる区間。それから3つ目として、貴重な自然環境、優れた景観等がある区間。それから、今回のほとんどがこのカテゴリー、4番目でございますが、河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設、放水路などが存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間を指定してきております。それから、※に書いてありますが、既に指定済みの区間でありまして、流路が変わったりというような事情がある場合に、上下流端の変更等を行ってきているということでございます。

後ほどご審議いただく9河川のうち8河川が、この4番目のカテゴリーに該当いたしておりまして、残りの1河川が※の変更該当しているということでございます。

具体には4ページ以下でございますが、まず、このページに書いてありますとおり、5つの水系の9河川についてご審議をお願いするというところでございます。

右下にございますとおり、新たに河川指定を行う河川が3河川、13.6キロ。それから既に指定済みの区間を変更する河川が6河川でございます。計9河川、19.0キロメートルでございます。

5ページでございますが、今回、追加の指定なり変更をすることによりまして、1番目に書いてあります、27年6月現在の一級河川の指定状況でございますが、1万4,062河川、それが今回変更いたしますと、3番でございますが、1万4,065河川になるということでございます。

具体的には6ページ以下でございます。6ページは一覧表でございますが、7ページ以

降で個別にご説明をさせていただきたいと思います。

まず石狩川水系の幾春別川、上一の沢川、桂沢盤の沢川、菊面沢川についてでございます。これは北海道の三笠市でございます桂沢ダムにつきまして、洪水への対応あるいは生活用水等の安定供給を行うために、今ある桂沢ダムを再開発して新しい新桂沢ダムを建設するという計画がございます。この再開発によって堤体が嵩上げされますので、貯水池の水位が上昇いたします。その影響が及ぶ4つの河川、計4.8キロにつきまして、一級河川の指定の変更を行うということでございます。

続きまして9ページをお願いいたします。これは宮城県名取市の名取川水系、川内沢川、杉の沢川についてでございます。

まず川内沢川につきましては、昭和61年8月、それから平成6年に発生しました豪雨等により甚大な被害が発生いたしております。その対策としまして、川内沢ダムを建設することとなりました。つきましては、その建設によりまして河川水位が上昇するという影響が及ぶ2つの河川、2.4キロにつきまして、一級河川の指定等を行うということといたしております。

続きまして11ページをご覧ください。埼玉県之行田市、鴻巣市の利根川水系武蔵水路についてでございます。

武蔵水路は昭和42年から都市用水、上下用水として利根川の水を首都圏に運ぶ水路として水資源機構が管理を行ってきてございますが、昭和57年9月の台風等によりまして、浸水被害が頻発しているということから、既存の武蔵水路の改築に加えて、新しく洪水による浸水被害の軽減を図るための治水機能を付加する工事、水路の流下断面の増加等々の工事を行ってきたということでございますが、それが27年に完成いたしましたところでございます。

これまでは水機構が管理する利水専用施設でございましたので、河川の指定はされておりましたが、今回新たに治水の機能が付加された、その区間につきまして河川法上の河川管理を行う必要があるということで、新たに一級河川の指定を行うものでございます。

次に13ページをお願いいたします。滋賀県大津市の淀川水系大宮川についてでございます。

もともと大宮川は、13ページの点線の部分でございますが、琵琶湖に直接流入しておりましたが、平成9年の豪雨等によりまして甚大な被害が発生したということで、大宮川

の下流部分につきまして、足洗川へ通水するための工事を行ってきました。これが平成27年度に概成をいたしております。今後新たに通水するこの区間を一級河川として管理する必要がございますので、大宮川の下流端を琵琶湖から足洗川へと変更する変更でございます。

続きまして15ページをお願いいたします。福井県越前市の九頭竜川水系吉野瀬川放水路でございますが、これは平成10年の豪雨等によりまして被害が生じたということで、吉野瀬川の河川改修事業によりまして放水路の整備が行われました。これが27年度に概成いたしましたので、新たに通水することとなったこの放水路の区間につきまして、新しく一級河川の指定を行うこととするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【分科会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問などがございましたらどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。特段にご発言はないようですので、この付議案件に対する当分科会の結論を出させていただこうと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、ただいまご説明いただきました河川法第4条第1項の一級河川等の指定については、当分科会として適当と認めることとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

3番目の審議事項は、秋田県、山形県、静岡県、京都府、福岡県、佐賀県における津波浸水想定についてでございます。

これは本年5月10日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、5月13日付で同会長から河川分科会会長に付託されたものでございます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 海岸室長の〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、本日の資料でございますが、資料3-1から3-13まででございますが、3-2から13までが各県からの報告あるいは説明書類になっております。概要といたしましては資料3-1に一括してまとめておりますので、これに従いましてご説明申し上げます。

資料3-1の表紙をめくっていただいて1ページ目でございます。まず、津波浸水想定と社会資本整備審議会の関係、役割についてご説明いたします。

平成23年の東日本大震災を踏まえまして、津波防災地域づくりに関する法律が制定さ

れましたが、その法律第8条に、この1ページの真ん中右側のところにございます4項に、都道府県知事は津波浸水想定を設定し、これを国土交通大臣に報告し、公表しなければならないという規定がございます。また5項に、国土交通大臣は前項の規定により報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは知事に対して必要な勧告をすることができるという規定がございます。

このように、都道府県知事が設定をし、報告を受けたものについて意見をお聞きし、必要がある場合は国土交通省が勧告するわけでございますが、実態上は、ここでいただくご意見というものは、報告されたものについて修正を行うというよりは、今後検討していくものへさらに活用していただく、あるいは浸水想定を社会資本整備の進捗あるいは土地利用の改変に伴って見直しする際に活用するという形で、実態上、運用させていただいているところでございます。

2ページをめくっていただきます。これはその法律の概要になっておりまして、国土交通大臣が基本指針を示し、その後、それに基づいて今、浸水想定を各都道府県が実施しております。その後、市町村が推進計画、あるいは都道府県知事が津波災害警戒区域、特別警戒区域の指定等を進める際、津波浸水想定による科学的なリスク評価を行って、今後の土地利用計画づくりに使っていただくための基本となるものでございます。

3ページをご覧ください。この津波浸水想定を規定している津波防災地域づくりに関する法律の制定に当たりまして、社会資本整備審議会は重要な役割を果たしていただきました。震災を受けてからの津波防災まちづくりに関する考え方について提言をいただき、それをもとにして法律が制定されております。

また、その後、基本方針を国土交通大臣が示すに当たりまして、社会資本整備審議会のご意見をいただいて進めてきたところでございます。

4ページでございます。これまでの津波浸水想定の実施の状況でございますが、この資料でございます日本地図の中の黄色の部分につきましては、これまでに設定が行われているところでありまして、今回ご審議の対象になっておりますのが赤色で着色している部分でございます。

全体的に見ていただきますと、太平洋側で先行して実施がなされており、日本海側が遅れている状況でございます。これは、太平洋側では南海トラフ地震等の検討が国において先行して進められてきておりまして、それに基づいて各県が対応しているという状況です。日本海につきましては、若干南海トラフより遅れていますが、国土交通省、内閣府、文部

科学省のほうで平成26年9月に日本海における津波断層モデルの設定が行われたところであり、今後順次行われていくものでございます。

なお、被災3県が少し遅れておりますが、これにつきましても、現在、内閣府のほうで、日本海溝あるいは千島海溝における津波の検討が行われておりますので、こういったものを踏まえて順次策定されていく。あと、東京都、千葉県等につきましても、検討をそれぞれ今進めているところでございますが、各県の事情等も踏まえて、国土交通省からも促進していきたいと考えているところでございます。

次に5ページでございます。今申し上げましたが、順次、日本海における検討が行われていく前提となっている、国における検討でございますが、ここに示した平成25年から26年にかけて調査検討会を設置し、日本海における最大クラスの津波をもたらす断層モデルの設定を行ってまいりました。

6ページがその概要でございますが、日本海側は太平洋側とは異なり、プレート境界で発生するような海溝型の地震ではなくて、内陸の直下型地震と同じような構造の地震が海洋部でも発生する。それに伴って発生する地震、その地震から発生する津波が各沿岸に押し寄せるということでございます。

なお、この日本海の検討の調査検討会におきましては、沿岸に近接するところについての十分な調査まではやっております。それは各県が独自に検討するところでありまして、国としては沿岸から少し離れたところを中心に検討してまいりましたので、それだけでは不十分なので、各県におきましては沿岸部をさらに詳しく調べて断層モデルを設定してきているところでございます。

7ページ以降が、今回ご審議いただく各県におきます津波浸水想定でございますが、これについては簡単にご説明を申し上げます。

7ページは秋田県の沿岸の図でございます。

8ページは、これまでに秋田県に來襲した記録のある既往津波でございます。

9ページでございますが、今回、この左側の図にございますF20、F30と書いてありますが、国で示した津波断層モデルでございます。秋田県におきましてはそれ以前に、平成25年に「想定外をつくらない」という考え方に基づいて、この海域A+B、A+B+Cといった連動の断層も考えておりますので、この両方を兼ね備えた形で検討をされたところでございます。

10ページは、浸水想定で示している公表の項目でございますが、法律に基づいた基本

事項は、浸水域、浸水深となっておりますが、それに加えて参考事項が今回秋田県からは示されております。これは、これまで社会資本整備審議会等でご意見をいただいたものを踏まえて順次追加したものでございまして、秋田県におきましては最大津波高、最大波到達時間、影響開始時間等をあわせて公表しているところでございます。

11ページは浸水想定の一部のところでございますが、浸水域は、この秋田では日本海中部地震等もございました、そのことも考慮いたしまして浸水想定を行った結果、秋田市役所等は最大クラスの津波につきましても浸水は想定されておりませんが、能代市役所等では浸水が想定されているということで、今後の危機管理等に生かしていただきたいと考えているところでございます。

次は山形県でございます。13ページをご覧ください。過去に来襲した津波をお示ししております。

14ページでございます。これは国が示した津波断層モデルでございますが、山形県に来襲するものとしては、四角で枠囲いしておりますF28、F30、F34というものが山形県に効くということで、ここを中心に津波の検討をしてみたいと思っております。

15ページは公表の項目でございますが、山形県におきましては黄色で色づけしておりますプラスマイナス20センチ別の津波到達時間ということです。これは独自の工夫でございますが、少し飛びますが17ページ、押し波引き波両方あるということで、まず引き波が始まって、それがどのくらいの津波到達時間で、その後例えば押し波が来るといった、両方を明示することで危機管理に役立てたいという検討をされたところでございます。

16ページは酒田港での浸水域でございますが、酒田港におきましては一部浸水域が広がっている状況が分かりました。

次に京都府でございます。18ページからでございます。

京都府におきましては、19ページをご覧ください。過去に京都府の周辺で起きた津波はないのですが、北海道あるいは東北で起きた津波が日本海を伝わって来襲したという記録が残っているところでございます。

20ページは、その経緯も踏まえた津波の検討、さらに沿岸部のところも加えまして検討しました。さらに京都府におきましては、国の検討の中でも近接している断層につきましましては、その津波の断層のメカニズム等もさらに検討した上で、最大クラスというのを設定いたしました。

21ページでございます。さらに京都府におきましては、近く発生するものと遠く発生

するもの、例えば最大の津波をもたらすものでも近いか遠いかで危機管理の対応は異なってくるということで、波源ごとにどのように変化するかを示すということも工夫しております。

また、22ページにございますように、左側は浸水想定ということで浸水深で区分した表示をしておりますが、各地域ごとに、その浸水域が地震が発生してから何分後に到達するのかという予測時間図ということも今回あわせて、これは非常に参考になる取り組みですので、我々としても、今後進めていく各県の参考にしてもらいたいと考えているものがございます。

23ページからは福岡県でございます。

24ページに過去の津波を明示しております。福岡県につきましては、特徴的なのは有明海側でございますが、雲仙普賢岳の山体崩壊による津波ということが18世紀に発生しておりますので、こういったものも踏まえて検討してまいりましたし、25ページにございますように、南海トラフの巨大地震も海を伝わってやってくるということで、そういうことも広く検討されたところです。

26ページにございますように、福岡県もいろいろ波源域が多岐にわたるので、波源ごとにその記載をすることで、津波の発生の特徴と浸水の特徴をあわせて検討されているところでございます。

28ページ以降は佐賀県でございます。佐賀県も玄界灘沿岸と有明海沿岸がございまして、有明海のほうは福岡県と共通で山体崩壊による津波についても検討してきております。福岡県と佐賀県は隣接県でもありまして、特徴を共有しているところでございますので、連携して検討をしていただいたところでございます。

最後に静岡県でございます。静岡県におきましては、33ページにございますが、これまで遠州灘、駿河湾、それから伊豆半島の西岸につきましては既に浸水想定を実施してまいりましたが、伊豆半島の東岸につきましては、相模湾に発生する相模トラフでの地震の津波の検討ということが国で行われておりましたので、それを踏まえて今回新たに追加したところでございます。

35ページに、過去に発生した、相模トラフを踏まえて検討した最大クラスの震源断層域を示しているところでございます。今回、このような公表をしてまいりました。

最後に39ページでございますが、これは今回新たに日本海で津波浸水想定を実施しておりますが、日本海で発生する津波の特徴、これは国で進めてきた調査で全体的に言えた

ことは、太平洋側沿岸に比べて、地震の規模に比べて津波は高くなるということ。それから、津波到達までの時間が早い。これは発生域が沿岸から近いということが分かっております。そういうことをもとにして、今後、各沿岸自治体におきましては危機管理の検討を進めていただきたいと思います。

なお、これまで審議会の中でいろいろと、この危機管理のことを重視した最大クラスの津波浸水想定のご検討は、社会資本整備・管理とどのような関係があるのでしょうかというふうなご質問等もいただいているところでございます。

日本海側につきましては、津波というものの発生実績が非常に限られておりますので、なかなか、津波のための高さを決めるということは難しい状況でございますが、一方では、高潮・冬季風浪等の対応としての海岸整備というのは進められているところでございます。

特に東北側のほうにつきましては既往の津波の経験がございますが、中国・九州地方については、日本海側で経験していないということで、既に高潮・冬季風浪への対策の海岸堤防で、ある程度津波は防げる。福岡、佐賀等におきましては、最大クラスの津波の高さは、高潮・冬季風浪対策よりは低いという状況でございます。

かといって安心もしておられません。海岸部で利用されている方々は非常に危険な状況がある。先ほど申しましたように、津波到達時刻が非常に短いということですので、そういう検討をしていただく必要があります。

また、海岸堤防については、耐震化・液状化対策が進むと、それに基づいてこの津波浸水想定のご検討も見直ししていく必要があります。今、老朽化対策に加えて、耐震・液状化対策も順次進めているところでございますので、そういった整備の進捗に合わせて、順次また各県においても、この浸水想定を見直しをしていただく。あるいは、水門等につきましても、この短い時間ではその操作をすることが難しい状況ですので、管理に当たっては常時閉鎖であるとか、自動化・遠隔操作ができるような対応をとっていただくということも、今後重要でございます。避難の確実性をできるだけ高めるためには、ソフト対策だけでなくハード対策の強化にも取り組むことが重要であると考えております。

以上、ご説明をいたしました各府県におきましては、法律に基づく基本方針及びこれまでの社会資本整備審議会の意見を踏まえて、基本事項に加えて参考事項も加えるべきとの意見も踏まえて対応していることを、事務局としては確認しております。

なお、浸水想定のご着色につきまして前回ご意見をいただきました。今回、浸水の少ないところでは緑色のところが残っております。実は、国土交通省では並行して水害ハザード

マップの検討を実施してまいりました。その中では、やはり危険側の着色で統一をしようということがありまして、黄色から赤、紫というもので浸水深を表示していこうということで検討し、4月には水害ハザードマップ作成の手引というものを公表しております。

ただ、この各県の対応につきましては、それ以前の公表ということで進めておりましたので、今後市町村がつくる津波ハザードマップであるとか、そこでは着色を変更していただくとか、今後進められる各都道府県の検討に当たっては、順次色の変更もしていただくということを申し添えさせていただきたいと思っております。

それでは、これを踏まえましてご審議をお願いしたいと存じます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ願いいいたします。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ご説明ありがとうございました。特に今回、日本海側の想定が出てきて、太平洋側に比べると断層域も非常に多岐にわたるし、逆に情報も少ないところで、この最大クラスを決めていったということについて、敬意を表したいと思っております。

その上で、今申し上げたように、日本海側は不確定なところもあるので、今後対策を立てるときには、そのことも十分に頭に入れて対策を考えるということをやっていただく必要があるのだと思っております。

それから、今ご説明にもありましたが、都道府県によって浸水時間を明示したところがあって、これは特に最大クラスの津波については避難を中心にして人命を守るというのが目的なので、時間との勝負ということになりますから、これはぜひ活用していただければと思います。明示されていないところでも、かなり地震後に津波が短時間で来てしまって危険なところがありますので、そういうところは皆さんよくご存じだとは思いますが、ぜひ、減災対策に生かしてほしいと思っております。

もう1点、色分けについてもご配慮をいただいたということはあるがたいと思っております。たまたまかもしれませんが確認をしていただきたいのが、きょう見せていただいた範囲のものでは、静岡県の2メートルから3メートルという色が、色がなくなってしまうたり、特に明確なのは資料3-12で見ると、2メートルから3メートルが、コピーしたら全く色が真っ白で、なくなってしまうので、最終的に皆さんに配るときに見えるのかどうかということは確認をしていただきたいと思っています。資料3-12のどのページで

もいいですが、凡例が載ってしまっていて、2メートルから3メートルは全て真っ白で、このコピーだと見えないと思いますので、その確認をお願いします。

あと、細かいところでは、同じ色遣いでは、京都のものについては「4メートル以上」と表示してあって、20メートルを超えると「20メートル以上」で、もうこれ以上どのぐらいになるか、アッパーリミットはありませんという表現なのですが、他のところは20メートルに至るまでは、何メートルから何メートルまでというのが入っているかと思えます。この辺も今後統一するときの1つの課題かなと思っています。以上です。

【分科会長】4点いただいたと思いますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】1点目、2点目は、〇〇委員のおっしゃるとおりでございますので、いただきましたご意見を踏まえて、危機管理対策、あるいは社会資本整備に役立てていきたいと考えております。

色分けについてご指摘がございました。申し訳ございません、静岡県の2から3メートル、これは印刷の関係で見えなくなってしまったもので、原典は薄紫色で着色をされております。ただ、見えにくいことになって、コピーの関係で、お手元の資料が見えにくくなってしまって、非常に申しわけございません。また、その表示、そういうことが実際の現地において確実に伝わるような形で、県とも相談をしていきたいと思えます。

それから、最後の高さの区分につきましては、これも非常に、前回も意見をいただいたところでございます。どのくらいの数字で区切るのかというのは、規模の全体像との関係もございまして、また求められている対応との関係でやっておりますが、確かに、京都の場合は4メートル以上というところで区分をして、適当ではないかなとは思っておりますが、さらにその上があるのかどうかということも含めて、ちゃんと地元で伝わるような形で進めていただくように、国からも言いたいと思えます。

【分科会長】〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】4メートルという区分自体は私は妥当だと思います。上限を表示するかどうか、そこだけちょっとご検討いただきたいと思えます。

【分科会長】どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【〇〇委員】ありがとうございます。だんだん浸水想定が出てきました。ご説明がありましたように、L2とL1で、L2のほうの浸水想定が出てきているわけだけれど、L1については施設によって守るということで、それがどれだけ整備されてきたのか、あるいはそれとの関連でこの浸水想定がどうなっていて、次の段階である推進計画との関連はどう

成っているのでしょうか。浸水想定は社会資本整備審議会の河川分科会に出てくるわけですが、L1に対する施設整備がどんなふうに進んでいるのかとか、推進計画でそれをどんなふう考えているのかということは、こういう場に出てくる予定はあるのでしょうか。

【事務局】法律上の位置づけといたしましては、この津波防災地域づくり法の中での津波浸水想定の中には、検討に当たって、先ほど申しましたように、海岸保全施設の高さ、あるいは耐震化対策、維持対策を実施しているか等を踏まえて、またさらに、危機管理ということですので悪条件を設定して、この浸水想定をしているということです。

ただ、当然、整備が進みますと、それによって減災効果が高まりますので、そういうことも順次反映されておりますが、その基礎データまではこの中に示してはおりません。海岸保全施設につきましては、法的には海岸法に基づく海岸保全基本計画を各都道府県知事が策定しておりますので、それを踏まえてこれは策定されているということでございます。

ただ、今ご指摘がございましたように、その関係が分かりにくいということであれば、少し、今後の対策でございますが、施設整備の状況と、それを踏まえた危機管理対応がどうなっているかも含めてお示しできるような工夫は考えてみたいと思います。

【〇〇委員】そうですね。チェックするのが、その図面さえ出せば終わりということになりかねないというふうなことはないと思うのですが、推進計画がどれぐらい進んでいるかも、こういう浸水想定区域図がこんなふうがたくさん、かなりカバーできてきたということとあわせて、こういう場でご説明願ったら、我々も浸水想定の意味もよく分かるし、どうしてここ河川分科会で議論するのかということもよく分かってくると思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】承知いたしました。

【分科会長】他にいかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしますと、ご発言もないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。ただいまご審議いただきました、秋田県、山形県、静岡県、京都府、福岡県、佐賀県における津波浸水想定については、当分科会として適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】ありがとうございました。それではそのようにいたします。

各審議事項につきましては、委員から大変貴重なご意見をありがとうございました。今後、事務局においても、これを十分に検討して、施策の上に取り入れていただきたいと思います。

います。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当であると認めるときは審議会の議決とすることができるとされていますので、本日の審議事項3件につきましては、会長の承認を得て審議会の議決としたいと思っております。

それでは続きまして報告事項に移らせていただきます。

冒頭、局長のほうからございましたように4件ございます。平成27年度の災害及び平成28年熊本地震について。2番目が、大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方（答申）と水防災意識社会再構築ビジョンの進捗状況について。3番目が、水災害分野における気候変動適応策のあり方（答申）と、気候変動適応策の進捗状況について。最後に、河川敷地占用許可準則の一部改正について。

この4件の案件を、まず事務局のほうから続けて報告いただきまして、ご質問、ご意見は4つの報告の後をお願いしたいと思います。

それでは事務局のほうからよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは1つ目の報告事項でございます。お手元に資料4をご用意いただければと思います。防災課長の〇〇でございます。時間がかかり限られておりますので、簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

まず、平成27年度に発生した災害でございます。2ページをお開きください。平成27年度は、水害、地震、火山の被害が発生したところでございますが、中でもやはり水害と火山災害が27年の主な災害でございました。

3ページをお開きください。象徴的なのは平成27年9月の関東・東北豪雨でございます。これは次の報告事項に重なりますので、簡単にご説明させていただきます。左下のレーダー雨量図でございますが、線状降水帯が発生し、積乱雲が次々と発生し豪雨となり、3ページの右側にありますように、各地で観測史上1位を更新した雨量を記録したところでございます。

4ページをお開きください。国土交通省の対応としての一番の肝というか重要な点は、この氾濫水の排出でございました。東京ドーム6杯分の量を10日間で排水したということが1つの特徴的な事項でございます。

5ページをお開きください。7月には、台風11号で那賀川が氾濫しました。象徴的な事柄は、2年続けて同じ台風11号で、同じような地区で氾濫したというものでございます。

6 ページをお開きください。ほぼ1年前でございますが、口永良部で突然噴火がございました。噴火警戒レベルというのを気象庁が定めて初めて、レベル5が設定され、全島避難になったものでございます。この日のうちに全島民を避難させるということが最大のオペレーションでございまして、国土交通省としては安全に避難させるための監視活動を行ったところでございます。

ちなみに、昨年12月25日には一部地域を除いて避難地域は解除されております。

7 ページをお開きください。熊本地震の対応でございます。

水局以外の対応についてもご説明させていただきたいと思っております。防災課は国土交通省の対応の窓口ですので、省全体の取り組みについてご説明させていただきたいと思っております。

8 ページをお開きください。今回の熊本地震の特徴でございます。

ご案内かと思っておりますが、4月14日、16日に2度、最大震度7を観測してございます。

8 ページの右側でございまして、他の内陸型の地震に比して、非常に余震が多かったということでございまして、まさにその後の捜索活動、復旧活動の大きな問題、課題になったところでございます。

9 ページをお開きください。×の印が、その後の余震も含めた震央でございまして、黒い線が活断層と言われているところでございまして、震央が活断層に沿って記載されているのがご覧いただけるかと思っております。さらに被害もこの活断層に沿って発生しておりまして、地震調査研究推進本部によると、日奈久断層帯、布田川断層帯の活動による地震と考えられているところでございます。

10 ページをお開きください。多くのインフラも被害を受けたところでございます。直後の16日時点でございまして、高速道路、新幹線、空港等々の通行止め、運休等に相次いで見舞われ、まさに経済活動が一瞬にして麻痺したというところでございます。

11 ページがその概要でございます。左上が新幹線の脱線の状況。右上が、大きな土砂災害。左下が高速道路の土砂の状況。右下が、熊本空港のビルの閉鎖でございます。

12 ページをご覧ください。左上、市役所でございまして、災害対策本部の中心になる市役所が壊滅的被害を受けました。左下でございまして、震央に一番近い益城町では多くの家屋被害を受けまして、死者49名と言われておりますが、この益城町では20名の死者が見られております。右側の2つの写真は、いわゆる熊本のシンボルである熊本城、さらに右下でございまして、国の指定重要文化財である阿蘇神社です。

13 ページをお開きください。4月の半ばに被災を受けたということで、ゴールデンウ

イクを控えていて、我々としては、いかにそれまでに復旧するかということが大きな使命でありました。

高速道路につきましては4月29日に九州道を解放したところございまして、さらに新幹線は4月27日に運転再開。熊本空港につきましては4月19日から再開し、6月2日から全便再開しているということで、まさに世の中の動向に合わせてインフラの復旧を急いだということになります。

14ページをお開きください。大きな被災を受けたのがこの阿蘇大橋地区でございます。まさに熊本と大分を結ぶ東西の幹線道路・鉄道が、大きな土砂災害とあわせて大きな被害を受けてございます。さらに、この阿蘇地区は観光地でもございます。非常に大きなダメージを受けております。

16ページは、被災状況の写真でございます。左側にありますように、大きな土砂崩壊によりまして、JR豊肥線、国道57号という東西幹線が一挙にやられたということでございます。

15ページでございますが、やはり国の技術力を挙げて、総力を挙げて対応する必要があるという観点から、この阿蘇大橋地区に関しましては斜面对策、国道325号につきましては直轄によって対応する、さらには、東日本大震災を受けて制定した法律に基づきまして、県や村では対応できない県道・村道についても、国が復旧を代行しようということを決断してございます。

17ページが、村道・県道の被災の状況でございます。下に4つ並んでいる写真が県道の被災状況、右上が村道の被災状況ございまして、この対応を国がやっというところということでございます。

18ページをご覧ください。もう1つのポイントが、まさに梅雨期を控えた対応ということでございまして、砂防と河川の対応を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

18ページが土砂災害の発生状況でございます。全体182件でございますが、やはり集中したのが阿蘇地区でございます。

19ページをご覧ください。ソフト対策という観点から、2番と4番でございますが、危険なところの情報提供を市町村長に行ったということと、梅雨期を控えて地盤が緩んでいるという観点から、土砂災害の警戒情報発表基準を引き下げて対応を図っているということでございます。

20ページをお開きください。河川堤防につきましても大きな被災を受けてございまし

て、国の管理河川では172カ所、県・市管理河川では322カ所で河川堤防が被害を受けてございます。

特にその中でも変状が大きかった11カ所につきましては、24時間体制で応急復旧活動を、復旧工事を5月9日までに完了しています。あわせて、河川につきましても、先ほどの砂防と並びまして、砂防と同様に、左下でございますが、梅雨期を控えて洪水予報等の基準水位を引き下げて対応するという状況でございます。

21ページ以降でございます。これは河川以外でございますが、物資の輸送という観点でございます。

東日本大震災の教訓を踏まえてということでございますが、やはり現地、被災地は混乱しておりますので、必要な物資については当初はプッシュ型で、その後は、被災地のニーズに応じたプル型の輸送を行ったというものでございます。

22ページをお開きください。現在の大きな課題を2つ、情報提供させていただきたいと思えます。

まず1点は、住まいの確保でございます。避難者数がピーク時で1万8,000人おりました。現在は7,800人まで減りましたが、今の課題は、このⅠ、Ⅱ、Ⅲの中の、特に2点目の応急的な住まいの確保という観点でございます。

今、我々が集中的に対応しているのが、このⅡ番の③、応急仮設住宅の建設でございます。避難所の方々に早く応急仮設住宅に移っていただくという観点で、6月中旬をめどに住まいを移っていただくべく、建設に従事しているところでございます。

23ページの右側に、応急仮設住宅の建設の状況をご覧いただけたと思います。

24ページをお開きください。もう1つの大きな課題が観光の観点でございます。

今回の地震を受けて、九州全体で75万人の宿泊のキャンセルが見られてございます。5月31日に、政府一丸となって観光を支援しようということで、プログラムをつくってございまして、大きく3つの観点、応急的取り組み、短期的取り組み、さらには中長期的対応ということで、政府全体として取り組むべきプログラムを公表させていただいたところでございます。

特に、Ⅱの1の①でございますが、九州観光支援のための旅行の割引制度等を創設してございます。さらにⅢの①で、中長期的対応として、熊本城などの観光施設、文化財の早期復旧という観点がございます。

25ページをお開きください。熊本のシンボルである熊本城が大きな痛手を受けました。

熊本市が管理する都市公園であります。公園施設である天守閣や、国指定特別史跡の石垣等々、これについての復旧が望まれるところでございまして、文化庁、国交省とが連携して、これから本格的調査をあわせて実施するということになります。

最後に、26ページから28ページでございますが、先ほどの鬼怒川と同様に、テック・フォースも各地で活動させていただきました。大きく3つの成果をご報告させていただきたいと思っております。

テック・フォース、いわゆる緊急災害対策派遣隊は、全国から国交省の職員が九州に最大424人が集まり対応しました。

1点目の成果でございますが、テレビや報道等でご案内かと思っておりますが、激甚指定につきまして、テック・フォースが大きく寄与したところでございます。激甚災害に指定されますと、公共土木、農業復旧等々の国の支援の割合が高くなるということでございまして、そのためには、被害状況を把握しないといけないということが前提になるわけでございますが、市町村の体制がままならない状況で、国が代行調査をして、市町村に報告したところでございます。

27ページは、先ほどの繰り返しになりますが、梅雨期を控えて土砂災害の危険箇所を国が調査し、それを市町村に報告させていただいたところでございます。

28ページは、ルート、道路の啓開を行ったということでございます。特に東西の幹線道路が大きな痛手を受けました。距離が短い代替道路、応急対策が短期間で済む道路を見つけ、そこをいかに素早く啓開するかという観点から対応したということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、続きまして〇〇河川計画課長、お願いいたします。

【事務局】 続きまして資料5をお願いいたします。まず、関東・東北豪雨を受けました大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方の答申と、それに基づきます取り組みにつきましてご報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。経緯をお示ししております。

昨年9月に関東・東北豪雨災害がございました。先ほど防災課長からもご紹介のあったとおりでございます。これを受けまして、10月6日に国交大臣から社整審のほうへ、大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方という諮問をいただきまして、河川分科会委員のほうで、大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方検討小委員会を設けて、緊急的に10月、11月と極めて短期間の間にご議論をいただきまして、12月

10日に答申をいただきました。

国交省といたしましては、この答申を受けまして、翌日でございますが、水防災意識社会再構築ビジョンということで、当面、今後5カ年の取り組み方針をお示ししようということで、このビジョンを策定いたしまして公表し、現在その取り組みを進めているという状況でございます。

2ページをご覧ください。検討小委員会でございますが、一応、ここに水害の特徴と課題を書かせていただきました。先ほどもご紹介がございましたが、鬼怒川の堤防の決壊に伴いまして、多くの住宅地を含む広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、堤防の決壊に伴う氾濫流で家屋の倒壊・流失ということが発生した。あるいは、避難が遅れて多数の孤立者が発生したというのが大きな水害の特徴であったかと思えます。これを受けまして、様々な課題につきましてご議論をいただいたということでございます。

3ページをご覧ください。答申の内容を1枚に、ごく簡単でございますがまとめさせていただきます。

一番上にサブタイトルがございます。社会意識の変革による水防災意識社会の再構築を進めるべきだというサブタイトルの言葉を答申としていただいております。

具体的な内容につきましては、その次の四角でございますが、行政・住民・企業等の各主体が、水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための避難や水防等の事前の計画、体制、あるいは施設による対応といったものが備えられた社会を目指すというふうにしていただいております。

大きな課題といえますか取り組みの方針といたしましては、下に2つ箱がございますが、従来からのいわゆるハード整備、河川の改修、堤防の整備等に加えまして、まず右の青い箱のほうでございますが、従来のそういった対策に加えまして、危機管理型ハード対策を導入すべきということで、氾濫した場合でも被害を軽減する工夫を導入していこうということで、例えばでございますが、その下でございますが、堤防を越水すると堤防が決壊するというような事象が発生する可能性があるわけですが、このような場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫すると。こういったことをしっかりと進めるべきであるというふうにしていただいております。

それから、左の箱でございますが、住民目線のソフト対策への転換ということで、これまでもソフト対策については様々な取り組みを進めてきたわけですが、その下に書いてございますが、これまでの河川管理者等の行政目線で実施しがちだったソフト対策につきま

して、より住民目線に立ったものへ転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実戦的なソフト対策の展開を図るということで、様々な対策を進めるべきであるというふうにしていただいております。

具体的には、現在進めておりますビジョンの取り組みとあわせて、内容のご紹介をさせていただきたいと思っております。4ページからが、それを踏まえまして再構築ビジョンの概要でございます。

5ページをお開きください。今回、この再構築ビジョンということで、まずは全ての直轄の河川109水系とその沿川市町村730市町村におきまして、今後5カ年、平成32年度を目途に、このような水防災意識社会を再構築する取り組みを集中的に進めようということにしております。

ちょっと見づらい図で申しわけございませんが、ポイントは、主な対策ということで、まずは緑の細長い箱がございますが、各地域において河川管理者、都道府県、市町村等から成る協議会を新たに設置いたしまして、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する体制を整えていただくということにしております。

その上で、主な対策として3つの箱をその下に書いてございますが、これは先ほど答申でいただきましたような危機管理型ハード対策、それから一番右にございます住民目線のソフト対策を、真ん中にございますが、従来からの洪水を安全に流すためのハード対策とあわせて実施をしていこうということにしております。

具体的には6ページをご覧ください。まずソフト対策のほうからご紹介をしておりますが、様々な取り組みを実施していこうということで、まずはリスク情報の周知を徹底してやっていこうということで、例えば、今回、鬼怒川での家屋の流出等を踏まえまして、立ち退き避難が必要な家屋、倒壊等の危険があるような家屋倒壊等氾濫想定区域と書いてございますが、そういったものを公表していこうということにしております。また、これを受けましてハザードマップの見直しを進めていただくということで、ハザードマップの作成の手引の見直しも既に実施をしておりますし、また土地利用等についても考えていただこうということで、不動産関連事業者への情報提供といったことも進めていきたいと考えております。

また、事前の行動計画ということで、いわゆる避難をスムーズに実施するための行動計画、タイムラインの策定を、今、全国で前倒しで進めさせていただいております。

また、全体として避難行動のきっかけとなるような情報を、なるべく切迫感のある状態

で、リアルタイムで提供していこうということで、これは後ほども出てきますが、川の防災情報であるとか、そういったものを見直しを含めまして、情報提供の充実を図っていこうというふうにしております。

7ページをご覧ください。これは従来から進めております、洪水を安全に流すためのハード対策ということで、これにつきましては今後おおむね5年間で、約1,200キロの対策を実施しようということで、具体的な区間も明示をして、現在進めているところでございます。

8ページでございますが、これは先ほどお話ししました危機管理型ハード対策でございますが、これにつきましては、大きくは2つ、堤防天端、テンバと読みますが、堤防の頭の部分の保護。それから、右側が堤防裏法尻の補強ということでございますが、堤防を水が越えていった場合に、町側の下の部分が弱点になるということで、この2点を特に重点的に補強していこうということで、先ほどの、従来からやっている対策、堤防の整備、堤防を大きくする、高くするような整備というのが、上下流バランス等の観点から当面なかなか進められない地区については、こういった対策を進めて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすような工夫をしていこうということで、これにつきましては今後5年間で1,800キロという対策を今、考えているということでございます。

10ページ以降は、その進捗状況をそれぞれの項目につきまして整理をしたものでございます。

簡単に見ていただきますと、まず10ページでございますが、先ほどお話ししました協議会でございますが、これは全体で131地区で設置の予定でございますが、現在5月末時点で77地区で協議会の設置をしております。既に検討を始めていただいております、特に実際に関東・東北豪雨で災害のあった鬼怒川・小貝川の下流域を皮切りに、現在3地区について、既に減災のための取り組み方針を策定していただいているということでございます。

このほか、その下でございますが、避難に着目したタイムラインにつきましては、現在545市町村で策定が進んでおります。

11ページは洪水予報文の改良でございます。細かい説明は省かせていただきますが、より切迫感を持って避難の判断をしていただけるようにということで、この出水期に対応するために、洪水予報文の改良を実施しております、既に運用を始めているということでございます。

12ページでございますが、これは川の防災情報ということで、従来から市町村住民に様々な河川情報、雨量情報を提供しているものですが、こういったものを大幅にこの3月末にリニューアルをしまして、より分かりやすく見ていただけるような形を整えております。また、今回新たにスマホバージョンをつくりまして、より住民の皆さんに手軽にアクセスをしていただけるように改良をさせていただいております。

13ページでございますが、これは先ほどもご紹介をしまして、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表ということでございます。昨年、水防法の改正をさせていただきまして、その中で、まず想定最大規模の洪水が発生した場合等の浸水想定区域を出していこうということにしておりましたが、その作業が進んでまいりまして、この5月末に初めてそれを公表してございまして、浸水想定そのものにつきましては31水系、一部の水系では若干間に合っておりませんが、そのうちの24水系で家屋倒壊等氾濫想定区域についても公表をさせていただいたところでございます。

それから14ページは、それぞれ、先ほどのハード対策のほうの進捗状況を、27年度末時点でお示しをしております。これは27年度の補正予算から始めておりますので、まだ数字としてはそれほど上がっておりませんが、これから着実に進めてまいりたいと考えております。

15ページ、最後でございますが、鬼怒川・小貝川で取り組み方針を既に出していただいておりますが、その内容をお示ししております。5年間で、目標としては、下にございます逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化ということで、右にございますが、河川管理者が行うハード対策とあわせて、流域自治体等においてソフト対策を進めていただくということで、取り組み方針をまとめていただいております。

続きまして、気候変動の適応策についてご説明をさせていただきます。資料6-1をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。経過をお示ししております。

これにつきましては、一番右の青いチャートのところでございますが、河川分科会のもとに気候変動に適応した治水対策検討小委員会を設置いたしまして、ここでご議論をいただきました。その中で、昨年2月に中間取りまとめを出していただきまして、昨年の前回の河川分科会で、この中間取りまとめについてはご報告をさせていただいたところでございます。

その後、8月に内容の整理をしまして、基本的には同様の内容でございますが、正式の

答申という形でいただいております。

その後、11月に政府全体としての適応計画が閣議決定されておりますが、それに合わせて国土交通省気候変動適応計画も公表されるということになっておりますが、これらの全体の適応計画の中に、今回の水災害分野のもの答申についても内容を反映させていただいたという形になってございます。

内容につきましては中間取りまとめでご報告したとおりでございますが、2ページをご覧ください。基本的には気候変動の温暖化の影響による極端な雨の降り方等が顕在化しているという認識のもとに、諸外国は既にそういった対策も進めていると。こういう認識のもとに、日本も早急に進めるべきであるという整理をしていただいております。

細かくは説明は省かせていただきますが、一番下にその概念ということで書いてございますが、施設では守り切れない事態を想定し、社会全体が災害リスク情報を共有し、施策を総動員して減災対策に取り組むというふうにしていただいております。まさに今回、先ほどの鬼怒川の決壊を受けて取り組んでおります中身のベースになる方針を、このとき取りまとめていただいたという形でございます。

3ページは、その基本的な考え方でございますが、これも重なりますので説明は簡単にさせていただきますが、まずは当面の、従来からの施設による災害の発生を防止する対策については着実に進めるとともに、施設の能力を上回る外力に対しては、ハード・ソフト政策を総動員して、できる限り減災対策をとっていきましょうという建て付けにさせていただきます。

取り組み状況、4ページ以降を簡単にご紹介いたします。

まず4ページはハードのほうでございますが、1つは、例えば水害リスク評価の試行的ということで、これは河川整備に当たりまして、その計画を立てるわけですが、これまではある一定規模の外力に対する安全性を確保するというところを中心に計画を立ててきたわけですが、今後は、想定される最大の外力まで含めて、様々な外力に対して災害リスクが整備後にどういうふうになっているかということをチェックをしながら、例えば上下流バランスを失するようなことがないように、そういった計画をつくっていく必要がある、あるいは見直し・点検をしていく必要があるということで、既にそういったことを試行的に実施しております。お示ししているのは荒川の河川整備ということで検討している事例でございます。

あとは、例えば、先ほどもビジョンの中でもご説明をした危機管理型のハード対策の推

進であったり、あるいは昨年、下水道法改正をいたしまして、浸水被害対策区域制度を創設して、民間の都市の再開発等にあわせて、官民連携で浸水対策を実施していただけるような仕組みをつくることを進めてきております。

5 ページ、ソフトのほうでございますが、これにつきましても、繰り返しになりますが、まず想定最大規模までの外力を設定して、それに基づく浸水想定区域図を公表していただくということで、これは先ほどビジョンのところでご紹介した取り組みと重なりますが、そういう取り組みを進めております。

また、ハザードマップの見直しも今後進めていくということになります。

また、土砂災害につきましては、一昨年の広島県の土砂災害を踏まえて、土砂災害防止法の改正を実施しております。その中で、警戒避難を的確に行うためのガイドラインの改訂であったり、あるいは土砂災害警戒区域等の指定を促進するための基礎調査の促進といったことを今、進めております。タイムラインについても先ほどご説明をしたとおりでございます。

6 ページ、適応策、最後でございますが、国土の監視・観測といったことが今後さらに重要になってくるであろうということで、例えばCバンドレーダーの雨量計の高性能化であったり、あるいは災害時の調査等におけるUAVの活用であったり、あるいはヘリ画像の処理システムの活用、あるいはJAXAと連携した合成開口レーダーの活用といったことに取り組んでいるところでございます。

最後に、今後の展開ということでございますが、今ご紹介したような取り組みをさらに進めていきたいということでございまして、まず超過洪水を考慮した河川計画の考え方について、災害リスクの評価のあり方を含めて検討して、手引を作成していきたいと考えております。

また、今ご紹介の中に出てこなかった項目として、外力の増大に柔軟に追随できるような、できるだけ手戻りのない施設設計を進めるべきだという答申をいただいておりますので、その考え方を整理して、研究を進めていきたいと考えております。

その下の2つの丸につきましては、既に進めております、ご紹介したような浸水想定区域、あるいはハザードマップ等の促進ということでございます。

また、災害リスクにつきましては、下から3つ目の丸でございますが、協議会で共有を図っていただくだけではなく、例えばまちづくり部局等にも積極的に情報提供をして、住まい方であるとか土地利用であるとか、そういったところの誘導に資するように努力をし

てまいりたいと考えております。

またタイムラインの策定等も、これまでは住民避難に着目をしてございましたが、今後は、例えば公益事業者ということで、交通事業者であったりライフライン事業者であったり、そういったところとも連携を図った、広い意味でのタイムラインの策定ということにも取り組んでまいりたいと思います。

また、まだまだ気候変動につきましては分からないところもございますので、調査研究を進めまして、今後の政策に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

【分科会長】ありがとうございました。それでは次に〇〇水政課長、お願いいたします。

【事務局】資料7をお願いいたします。最後のものがございます。河川敷地占用許可準則の一部改正でございます。

川に親しむ、あるいは川辺のにぎわい、水辺のにぎわいといったような施策を進めておりますが、その一環として今回、占用許可の準則を規制緩和するというものがございます。

本日付で施行いたしたいと思っております、きょうの午後にも記者発表をする予定でございます。

3ページをお開きいただきたいと思っております。今、現行、河川空間のオープン化の特例ということで、この占用準則上、特例制度がございまして、原則、占用の主体というのは公共性を有する者に限られていたわけですが、平成16年から社会実験をし、その結果を踏まえて、平成23年度に準則を改正して、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能といたしております。

その下のグラフにありますとおり、オープン化の特例の活用実績も、平成23年度の7件から、28年5月現在29件と着実にふえてきております。

水辺を積極的に活用したいという地域のご意向を踏まえて、治水上・利水上の支障がないことを担保した上で、占用許可を民間事業者等に対して行っていくというような状況でございます。

それで、この制度をやってきたわけですが、2ページに戻っていただきますと、2番に改正の内容とございますが、今、この占用許可期間が、民間事業者さんの場合には現行3年と短く切られておまして、これではなかなか事業の先の見通しが立たないというようなお声もございます。また、政府の規制改革会議等でもそういったご指摘もございましたので、これを公共性を有する者と並びで10年というふうに延長いたしたいという

ことでございます。

あわせて、局に設けました検討会でも同様の結論をいただいておりますので、これを踏まえまして、本日、準則の改正をいたしたいと思っておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

定刻に近づいておりますが、少し延ばさせていただいて、ただいまの4件の報告につきまして、皆様からご意見やご質問がございましたら発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇委員、どうぞ。他にいらっしゃいませんか。その後、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員。はい。

【〇〇委員】 簡単な質問です。ご説明ありがとうございました。

堤防の形状変化によって、暫定的に水防団待機水位であり氾濫危険水位を下げるというご説明、図があったのですが、これは一応、事前にこういうふうにするか決まっているのですか。どれぐらい下げるとか。あるいはもう臨機応変にその場で判断されるのか、その点だけご教示いただければと思います。

【事務局】 河川環境課長でございます。基本的にルールが決まっているわけではございません。やはりそのときの堤防の変状を見まして、どういった形で引き下げるかという検討をした上で、地域の関係機関とご相談した上で公表しております。

ちなみに、3.11の津波災害のときにも、同じような対応はしております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 それでは〇〇委員。

【〇〇委員】 2つございまして、資料4の熊本地震のところ、観光のところ、よりよくするのだという記述があつて、ぜひ推進していただきたいと思うのですが、災害復旧の普通の場合、なかなか、よりよくすると言っても、書類が面倒とか説得が面倒とか、無駄遣いをしちゃいかんということが逆に足かせになって、よりよくするところが実務的にはなかなか難しいということもありますので、その辺、フォローをお願いしたいというお願いであります。

2つ目は、ここで言っても仕方ないのかも分らないですが、適応策に関してでございますが、我が国はどういうわけか、これまでの経緯上そうなっていると思うのですが、緩和策と適応策が別々になっているわけです。COP21で安倍総理も両方やりますと明言

されているので、もう少しこれ、何とかならないのかなと。

例えば、都市構造とか土地利用というのは両方非常に密接に効くのですが、2つの大きな、分かれているところであっても、なかなか詮無いと思いますし、特に緩和策につきましては、考えてみますと交通とか民生、家庭とか民生業務って、都市計画、あるいは河川も絡むと思いますが、そういうところからの排出量がもう半分を超えているわけです。

ですから、そういうことをもうちょっと真剣に考えて、政府全体への働きかけを進めるみたいなことを真剣に考えてもいいのかなと思いますので、ご検討していただけるのであればお願いしたいと思います。以上です。

【分科会長】最初のほう、防災課長、どうでしょうか。

【事務局】まさに災害復旧の手続を簡素化し、迅速化するというのは先生ご指摘のとおりであり、今回も幾つかの取り組みをしているところでございます。まず、査定をしないと現地へ入れないという誤解もありますので、査定前でもできることを、被災直後から熊本県さん等にお伝えしました。

それから、現地査定が非常に地域の足かせになるので、通常300万以上だと現地査定なのですが、今回は5,000万以上で現地査定とし、それ以下は机上でやる。さらには、査定設計書と発注設計書が別々だと手間だということで、そこも1つにまとめる等々の簡素化、迅速化の手続をしているところでございます。

今回の熊本地震も踏まえて、さらに今後また改良していきたいと思っております。

【分科会長】2点目は計画課長、どうですか。

【事務局】ご指摘はまさにごもっともと思うのですが、ちょっと今、我々のほうで答えを持ち合わせていません。

ただ、これから適応策も進めていくわけですが、関係部局ともよく連携をとりながらやりますので、そういう中で、ご指摘の点も気持ちの上で頭に入れながら検討を進めたいと思います。

【分科会長】そうですね。立地適正化計画で都市部局との協力が始まっていると思いますので、そういう枠組みも使いながら、政策として一貫性を持ったものをつくっていくのが大事だと思います。よろしく願いいたします。それでは〇〇委員。

【〇〇委員】資料5ですが、こういう減災のためのあり方が明確にされ、社会再構築のビジョンが進捗し始めたことは、非常にありがたいと思っています。

前からハード・ソフトを一体に、という言い方が用いられてきましたが、ハードのほう

に比べてソフトのほうのメニューの内容、具体性というのが、多少抽象的だったと思います。今回は、かなりメニューが出そろってきたというふうに評価できると思います。

とはいえ、ソフトの実効性というのは、なかなかそれを定量化するのは難しく、持続的に維持するのも難しいというところから、ソフトの実効性をサステナブルにするための制度というか、それをご検討だろうと思いますが、今後どんどん具体化していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【分科会長】 計画課長、何かございますか。

【事務局】 これもまさに我々もそう思っているところで、まずはやはり、先ほどご説明した協議会をつくって、その場でみんなで共有をして、しっかりと、具体策も含めて、目標と具体策をまず、ある意味コミットしていただくということで、いろいろな支援策を我々も考えなければいけないと思うのですが、まずは、その協議会は今は法に基づいているわけではなくて、任意の形でやっているわけなのですが、こういったところの取り組みをまずは進めさせていただいた上で、課題が当然出てくると思いますので、そういったものをどうしていくかということは次のステップになるのかなと思っております。

【分科会長】 ぜひ、サステナブルな仕組みというのもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは〇〇委員。

【〇〇委員】 今回お示しいただいた中にも、河川管理者と地方公共団体、加えて住民、地域の企業などが情報共有をして、知識、心構えを高めていこうというようなお話があり、大変有意義なことと感じます。資料6ではタイムラインのイメージなどもお示しいただいたところですが、通常、住民は、この水位の情報やデータを知った際に、これから起きることの想像を含んで、自分に迫ることとして捉えることがまだまだ難しい情報でもあるかという懸念はあります。俯瞰的な情報として、また、マネジメント、管理の体制から、こちらのタイムラインを制定していただいています、住民が受けるときの視点としての情報の整理と、どの段階、タイミングにおいてどのような発信をしていくかということ、強化していただくとありがたいと思いました。すでに準備のところかもしれませんが、ぜひ重ねてお願いします。

また、1回だけの情報発信では十分とは言えませんし、完璧な情報配信は難しいため、住民が所属する会社や組織、コミュニティ、そこを通した、二重、三重、四重ぐらいの情報の集積が有効かと思われます。例えば最後に資料7でお示しいただいた、河川水辺の民間利用に関する規制緩和において、水辺に親しむ機会を接点とした情報の発信や共有も意

識できればと考えます。河川の近く、水辺など、平時に親しむ機会、このようなところも有効に活用いただいて、幾重にも理解が深まるかたちを志向し、意識的に進めていただくとありがたいと思いました。

【分科会長】 どうもありがとうございます。事務局、何かございますか。河川環境課長。

【事務局】 基本的にはご指摘のとおりでして、やはり、ふだん川に親しんでいただくことが、逆に川の恐ろしさを知ることになるということでも、私どもも考えております。

例えば、川に親しむと同時に川の恐ろしさを知っていただくような教育面の、防災教育のようなものに取り組みを増やしていくとか、先生のご指摘のように、ふだんの川に接している企業さんとかに防災に関心を持っていただくとか、そういった面も含めて、我々として多面的に努力をしていきたいと思っております。

【分科会長】 では〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 2点あります。1つは、協議会の枠組みがどのように設定されるか大変気になります。ここでは「地区」という言葉と「地域」という言葉が出てきているのですが、鶴見川で総合治水をやっていると「流域」というのがまず出てくるので、地区とか地域という言葉にならないんです。例えば、具体的に鬼怒川で動いていらっしゃるということなので、鬼怒川の構成団体がどうなっているか教えていただきたい。

それから、これはある意味では水国土のチャンスですので、地域がつなぐときに下からつなぐというのは大変難しく、特に河川管理者以外の部局を出そうとすると本当に大変なんです。そのときに、水国土の側から、河川管理者の側からコンサルの経費を持つ程度の予算をつけると、するするするっとまとまるということがあるんです。

ぜひ、もし可能であれば、水国土がイニシアティブをとって、この協議会設置については流域を意識したまとまりを、コンサルをくっつけてやっていただけないか。それが1つ。

もう1つは、何度も言うのですが、適応策に関して、やはり海面上昇のことを明示的に扱わないというのは、僕が知っている限り先進国では日本ぐらいだと思うのですが。いろいろな抵抗もあり、いろいろな課題もあるというのはよく分かるのですが、本件について、30年50年先、大河川の下流河口部の水害のことを考えたら、海面上昇を扱わざるを得ないので、これについてを発議する、これは重要だと言う責任が、水国土にあるのかないのかということを一言申し上げます。

【分科会長】 2点お願いいたします。

【事務局】 ご指摘のとおり、流域という概念をここで忘れるわけではもちろんないのです

が、ただ、今、地区としてはやはり避難、特に氾濫を想定して避難の計画であるとか、そういうことをその1つのまとまりの中で考えられるであろうということを、1つのチェックポイントとして考えているというところがございます。

そういう意味では、先生が言われるような流域の概念でというところには、若干引っかけが足りないところがあるかもしれませんが、ただ、その辺の概念というか、川全体としてのリスクがどうなのかということを知っていただくということも非常に重要だと思っておりますので、そういったご指摘のところも忘れず取り組んでまいりたいと思います。

それからもう1つ、海面上昇のお話をいただきました。これは事務局としても問題意識は持っております、先ほども、最後の課題の中で、手戻りのない設計というようなお話もさせていただきましたが、例えば1つ大きな観点は海面上昇であったり河口部の問題であったりということかなと思っておりますし、それだけにとどまらず、河川の管理等も含めていろいろな影響が出てくると思いますので、引き続きしっかりと研究を進めてまいりたいと思います。

【分科会長】他にいかがでしょうか。どうぞ。

【〇〇委員】この資料5の中にもたくさん出てくるのですが、住民の目線のソフト対策というところで、やはり今はネット社会なので、こういう直接住民に対していろいろな情報を与えるというのは、非常にいい考え方だと思います。

そのときに、例えばスマホのアプリケーションとかこういうものを、全部国土交通省とか国だけでつくるのではなくて、なるべくオープンデータ化して、いろいろなソフトをつくる人たちはたくさんいますから、そういうものがどんどんふえていくという考え方も重要なのではないかなと。

だから、この基本的な考え方はものすごくよくて、やはり直接住民が情報を得られるという考え方も非常に大事な考え方なのですが、これをさらに推進してもらいたいと思いました。

【分科会長】何かございますか。

【事務局】全くご指摘のとおりだと思っております、様々な情報を我々が出すだけではなくて、ご指摘のとおりオープンデータ化して、民間の知恵を活用して、既に、多分先進的な自治体などでは自分のところで防災アプリをつくったりというようなこともしておりますので、そうはいったところに的確な情報を我々のほうから提供すれば、よりよいものになるであろうと思います。

また、今検討を進めておりますが、ネット等で情報を出すだけではなくて、プッシュ型でスマホに情報を送り込むというようなことも大切なことかなと思っておりまして、そういった検討も今、進めているところでございます。

【事務局】補足させていただきますと、昨年から、国土地理院と水局が一緒になって、まさに今の先生のご指摘のように、民間の知恵という観点で、民間の方々のアプリの開発に賞を与える、インセンティブを与えることにより、広くアプリを開発していこう、それで直接住民の方に訴えていこうという取り組みを始めたところでございます。

【分科会長】どうもありがとうございます。他によろしいですか。

昨年、最初に想定最大があって、気候変動の答申が出て、そして鬼怒川の大規模氾濫に対応した答申が出て、いろいろな施策が決まったところで、その進捗状況を今日報告をいただいて、ご意見を皆様からいただきました。

先ほど〇〇委員から、サステナブルなというご示唆をいただいて、大変重要なことだと思います。きょうは十分時間がないなか、多くの報告をいただいて、貴重なご意見を皆様からいただきました。施策の進捗状況をご報告いただきながら、あるいは問題点はこういう問題があるというところをご指摘いただきながら、あるいは逆に、こんないい成功例もあるということもご指摘いただきながら、この時代に必要な新しい施策の進捗を見ながらよりよいものにしていくという議論は、できるだけ多くの場でできるといいと思いますので、こういうご報告等、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

他にご意見がないようでございますので、本日の河川分科会の議事は以上でございますが、その他のことも含めて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に、本日の議事録の取り扱いにつきまして申し上げます。本日の議事録は、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。

第53回社会資本整備審議会河川分科会は以上でございます。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局】ありがとうございました。お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、大部にわたりますため、郵送をご希望の方は後日郵送させていただきますので、そのまま席にお残してください。

本日は長時間にわたり熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

— 了 —